

▶▶ 特定事業者

犯罪収益移転防止法において「取引時確認」の実施等の措置が義務付けられる主体です（改正法 2 条 2 項）。

同法公布後に完全施行された H20.3.1 時点では全 43 の事業者が特定事業者として位置付けられていましたが、H23.4.28 付けで公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」において、新たに「電話転送サービス事業者」が追加されましたので、この一部改正法が施行される H25.4.1 時点では、全 44 の事業者が特定事業者となります。

改正犯罪収益移転防止法の施行後（H25.4.1～）における特定事業者は、以下のとおりです。

○金融機関等（改正法第 2 条第 2 項第 1 号～第 36 号）

銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、保険会社、外国保険会社等、少額短期保険業者、共済水産業協同組合連合会、金融商品取引業者、証券金融会社、特例業務届出者、信託会社、自己信託会社、不動産特定共同事業者、無尽会社、貸金業者、短資業者、資金移動業者、商品先物取引業者、振替機関、口座管理機関、電子債権記録機関、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、両替業者

○ファイナンスリース事業者（第 37 号）

○クレジットカード事業者（第 38 号）

○宅地建物取引業者（第 39 号）

○宝石・貴金属等取扱事業者（第 40 号）

○郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者（第 41 号）

○弁護士・弁護士法人（第 42 号）

○司法書士・司法書士法人（第 43 号）

○行政書士・行政書士法人（第 44 号）

○公認会計士・監査法人（第 45 号）

○税理士・税理士法人（第 46 号）

以 上